3　偏在対策拠点事務所災害等特別援助金の給付については、第三条第三項の規定を準用する。

4　第一項の申請をしようとする弁護士会又は弁護士会連合会は、援助を求める額、理由その他必要な事項を記載した書面により申請をしなければならない。

附　則

第五条の二（新設）の改正規定は、平成二十四年八月二十四日から施行する。

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）中一部改正公告

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年八月二十四日

日本弁護士連合会

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）中一部改正

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（弁護士法人を設立する場合）

第二十三条の二　前条第二項の規定により偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受ける弁護士は、弁護士法人を設立して法律事務所を開設しようとするときは、本会にその旨を届け出なければならない。貸付けを受けた後に弁護士法人を設立するときも、同様とする。

2　前項の規定により届け出られた弁護士法人は、偏在対応弁護士独立開業支援補助金の貸付けを受ける弁護士と共に、公益的活動を積極的に受任する旨約したものとみなす。

第二十四条第二項中「貸付けを受けた弁護士」の下に「（前条第一項に規定する届出があった場合は、当該届出にかかる弁護士法人を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（弁護士法人を設立する場合）

第三十四条の二　前条第二項の規定により偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けを受ける弁護士は、弁護士法人を設立して法律事務所を開設しようとするときは、本会にその旨を届け出なければならない。貸付けを受けた後に弁護士法人を設立するときも、同様とする。

2　前項の規定により届け出られた弁護士法人は、偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けを受ける弁護士と共に、公益的活動を積極的に受任する旨約したものとみなす。

第三十五条第二項中「貸付けを受けた弁護士」の下に「（前条第一項に規定する届出があった場合は、当該届出にかかる弁護士法人を含む。以下この条及び第三十七条において同じ。）」を加え、同項第三号中「常駐弁護士」を「特別常駐弁護士」に改め、同条第三項中「偏在対応弁護士特別独立開業等支援補助金」を「偏在対応特別独立開業等支援補助金」に改める。

第三十七条中「常駐弁護士」を「特別常駐弁護士」に改める。

第三十九条中「及び第二十二条第三項の規定による指定の申請」を「、第二十二条第三項の規定による指定の申請、第二十七条第三項の規定による指定の申請及び第三十三条第三項の規定による指定の申請」に改める。

附　則

第二十三条の二（新設）、第二十四条第二項、第三十四条の二（新設）、第三十五条第二項、第三十七条及び第三十九条の改正規定は、平成二十四年八月二十四日から施行する。

東日本大震災に伴う「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則及び弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則の特例を定める規則（規則第百四十八号）中一部改正公告

東日本大震災に伴う「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則及び弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則の特例を定める規則（規則第百四十八号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年八月二十四日

日本弁護士連合会

東日本大震災に伴う「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則及び弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則の特例を定める規則（規則第百四十八号）中一部改正

東日本大震災に伴う「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則及び弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則の特例を定める規則（規則第百四十八号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　ひまわり基金規則の開設費援助等及び偏在解消規則の貸付け等に関する特例（第二条―第七条）

第三章　特例公設事務所に関する援助（第八条―第十七条）

附則

第一章　総則

第一条に次の一項を加える。

2　この規則は、前項に規定するもののほか、福島地方裁判所相馬支部管内において原子力災害に対応するために常駐型公設事務所の設置及び運営並びにこれに対する援助を行うことができるよう、ひまわり基金規則及び日弁連創立五十周年記念「日弁連ひまわり基金」設置要綱（以下「ひまわり基金設置要綱」という。）の特例を定めることを目的とする。

第一条の次に次の章名を付する。

第二章　ひまわり基金規則の開設費援助等及び偏在解消規則の貸付け等に関する特例

第七条の次に次の章名及び十条を加える。

第三章　特例公設事務所に関する援助

（特例公設事務所）

第八条　本会は、ひまわり基金設置要綱第六項及びひまわり基金規則第六条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる要件をいずれも満たす法律事務所（以下「特例公設事務所」という。）の設置、運営等について、特例公設事務所を設置する弁護士（以下「特例公設事務所弁護士」という。）に対し、「日弁連ひまわり基金」から援助金を給付する。

一　福島地方裁判所相馬支部管内に設置されるものであること。

二　本会、福島県弁護士会及び東北弁護士会連合会（以下「本会ら三者」という。）が公募により選定した弁護士が設置するものであること。

三　この規則の規定に基づき当該特例公設事務所弁護士が職務を行い、本会ら三者が支援を行うものであること。

（三者協定書）

第九条　本会は、福島県弁護士会から特例公設事務所の設置の要請があったときは、ひまわり基金規則第六条の三の規定にかかわらず、福島県弁護士会及び東北弁護士会連合会との間で、理事会の議を経て、次に掲げる事項を定めた協定（以下「三者協定」という。）を締結し、これを書面にする。

一　特例公設事務所の設置及び運営に関する事項

二　特例公設事務所を設置する地域及び特例公設事務所の名称

三　特例公設事務所を設置する期間

四　特例公設事務所弁護士に対する資金援助に関する事項

五　福島県弁護士会又は東北弁護士会連合会に対する資金援助に関する事項

六　特例公設事務所支援委員会（当該三者協定に基づき、特例公設事務所弁護士の選定に係る事務、特例公設事務所の設置及び運営に関する支援、特例公設事務所の業務及び会計の状況に関する調査並びに特例公設事務所弁護士に対する指導及び勧告を目的として設置される組織をいう。以下同じ。）に関する必要な事項